告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第六号

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所におい その関係図面は、 平成二十八年六月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路 て一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月二十八日

埼玉県飯能県土整備事務所長 田 中 勉

一般国道四百七号	路線名
日高市大字森戸新田字内久保九四番(ただし、関係図面に表示する部分七六番一三地先まで に限る。)	供用開始の区間
平成二十八年六月二十八日	供用開始の期日
平成二十六年九月十二 で告示した道路予定区域 の一部供用開始である。 の一部供用開始である。 延長二七九・四六 延長二七九・四六	備考